# **新型コロナウイルスと経済法（第2版）**

* 本稿は、「新型コロナウイルスと経済法」日本経済法学会年報42号139頁以下（2021）をもとに、その後の情報等を若干加えたものである。情報収集の限界から、記述に誤りや偏りが多くあると思われるが、経済法の分野ではこの種の研究が少ないことから、第2版として公表することにした（2021年11月28日）。

# **はじめに**

(1) 新型コロナウイルス（以下、「コロナ」と略記）は、私たちの生活、活動等に多大な影響を与えているとともに、経済法・競争法という観点からみても重要な出来事であり、多くの法的問題を提起している。

やや大げさであるが、法律家には、その時々の重要事項について、法律・政令等の制定・改正・運用の実態・訴訟、それらに関する背景事情や諸議論等を記録し、後世に伝え歴史を残すということも１つの責任であるように思われる[[1]](#endnote-1)。

本小論では、経済法からみたコロナ問題として、経済活動の制限、事業活動の公的援助（支援）、消費者問題、そして競争法（独占禁止法、下請法、景表法）に関する問題を扱うことにする。このように限っても、極めて広範囲で複雑な事象が次々と現れており、情報収集も不十分なまま、私の目からみたごく粗いスケッチにとどまることをお断りしておく。新聞、テレビ、ネット記事などによる部分も多いので、事実関係など不確かな点等も多いことをお断りしておく（新聞等の引用は紙幅の制約からごく一部にとどめた）。今後、より確かな素材等に基づく本格的な研究・議論が多様にまた継続的に行われることを期待する。

(2) 以下では、コロナ問題に関する国・地方公共団体の活動を、3つの行政のタイプ、規制行政、給付行政、調達行政等に分けて考えてみる[[2]](#endnote-2)（地方公共団体については情報が不足しており、ここでは国の行政だけを扱う）。

コロナに関する規制行政は、経済的規制と社会的規制という規制目的に基づく分類によれば、健康・安全や環境保護などを目的とする社会的規制に属するが、規制の手段・効果という点に着目すれば、事業者・個人の経済的自由を制限し、取引・競争に影響を与えるものもあるので、経済的規制としての性格も有する。

規制行政は、私人の権利・自由を法的に制限する権力行政を中心とするが、手段が権力的か非権力的かという分類とは必ずしも一致しない。非権力的な行政、例えば税の減免や補助金等を与える際に対象・条件を限定する等の手段によって、権力的規制と類似の効果をもたらす場合も規制行政として扱うこともあり得る。

給付行政とは、私人に対する財貨・便益等、広義の役務(サービス)の提供にかかる行政活動を指す。また、国・地方公共団体等が、上記の規制行政や給付行政を遂行するためには、資材等の「調達」や公共工事等を行う必要があり、そのための活動を調達行政等と呼ぶことができる。

これらは、国・地方公共団体の行政活動を経済法の観点から整理する、一応の分類であるから、個別の行政がこれらのどれに当たるかを厳密に考える必要はないであろう。

以下では、論述の便宜上、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」と略記）に基づく休業・時短営業の要請・命令は「規制行政」とし、また、持続化給付金は「給付行政・調達行政」として扱う。

# **Ⅰ規制行政**

## **1　特措法・感染症法**

## **（1）特措法による指定・「緊急事態宣言」**

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法31号。改正、令和2年3月13日法律第4号、令和2年12月9日法律第75号、令和2年6月12日法律第49号、令和3年2月3日法律第5号）は、①外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示、 ② 住民に対する予防接種の実施（国による必要な財政負担）、 ③ 医療提供体制の確保、④ 緊急物資の運送の要請・指示、 ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用、 ⑥ 埋葬・火葬の特例、 ⑦ 生活関連物資等の価格の安定（国民生活安定緊急措置法等の的確な運用） ⑧ 行政上の申請期限の延長等、 ⑨ 政府関係金融機関等による融資、等を規定する（以下、「特措法」と略記）[[3]](#endnote-3)。

　同法の令和2年3月13日改正によって、新型コロナウイルス感染症を同法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施することとされた。本法は、「緊急事態宣言」（32条）の「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」により、私人を制限する公的活動・規制が始まる仕組みである。

しかし、欧米が同様の宣言を出し厳しい措置（ロックダウン）をとりだしたのとは対照的に、改正当初、日本政府は緊急事態宣言を出さないことにした。西村経済再生担当相は、「伝家の宝刀として使わずに済むよう」とし、「自粛の要請」にとどめたのである[[4]](#endnote-4)。

ここで想起されるのは、石油危機の際、いわゆる石油2法を正式に適用せず、代わりに行政指導を多用し、独禁法との関係等の問題を惹起したことである。すなわち、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律121号）、「石油需給適正化法」（昭和48年法律122号）は、1973年10月に始まる第一次石油危機に際して、12月に成立、公布施行され、国民生活安定緊急対策本部は、緊急事態宣言（12月）を発出した。しかし、両法とも実際に適用されるまでに至らなかったのである。

　特措法の3月13日改正の際の国会付帯決議（特措法5条と同文）は、「国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない」、とする。これは当然のことであるが、だから法的規制ではなく、自粛要請にしたということでよかったか疑問がある。

その後の感染者の急増という事態の下、政府は、ようやく4月7日、同法に基づく（1回目の）緊急事態宣言を発出した。これに伴い、国民や事業者に対する自粛要請、飲食店等に対する休業・時短営業の要請、および要請に応じた事業者への助成措置が講じられた。しかし、同宣言の下でも、私人に対する権力的規制は極力抑制され、「自粛の要請」が引き続き行われた。

## **（2）改正特措法に基づく「****まん延防止等重点措置」・時短命令等**

その後、令和3年2月3日に成立した特措法改正の下では、「まん延防止等重点措置」の公示が行われた場合、特定の業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等の措置を講ずるよう要請し（31条の6第1項）、また、当該都道府県の住民に対し、感染の防止に必要な協力を要請することができる（31条の6第2項）。上の事業者が当該要請に応じないときは、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができ、命令に違反したときは20万円以下の過料に処する（31条の6第3項、80条1号）。新型インフルエンザ等緊急事態措置の場合もほぼ同様の規定が置かれ（32条以下）、事業者が命令に違反した場合は、30万円以下の過料に処する（79条）、とされている。

2021年3月18日、東京都は、営業時間の短縮要請に応じない飲食店27店に対し、同法45条に基づく時短営業の命令を出した。3月22日、命令を受けた飲食店が、都の命令は都の方針に反論したことへの「見せしめ」であって違法、違憲だとして、損害賠償を求めて１店舗当たり１日１円、計104円を請求し、東京地裁に提訴した。「法的根拠、科学的根拠があいまい」と、「飲食店の営業を一律に制限することの是非---」を問うという。

前記の令和3年特措法改正で63条の2が追加され、「当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする」、と定められた。これは、損失補償等を定める62条等とは別に規定されたことからも、「完全補償」ではなく、ここにいう「財政上の措置」の具体的内容は、国の合理的裁量に委ねられていると解される（「相当補償」）。

## **（3）感染症法の改正**

上記の特措法改正と同時に成立した感染症法改正において、感染症の患者を受け入れる病床を確保するため、医師・医療機関等への協力が要請から「勧告」に強められた。正当な理由がなく勧告に応じない場合、厚労相や都道府県知事が機関名を公表できる(同法16条の2)。

この背景には、コロナ病床逼迫の中で、民間病院は医療機関全体の7割を占めているが、コロナ患者を受け入れている病院は2割程度にとどまるという事実があるとされる。しかし、病院は従来から国公立・民間を問わず赤字経営であることが多く、またコロナ感染対策には多大な費用がかかり、収益をさらに悪化させる。さらに、近年の「働き方改革」に関する議論と法制化[[5]](#endnote-5)の過程で、医師の長時間労働が問題となり、時間外労働の上限規制適用まで5年間の猶予期間が設けられている。日本は「ベッド大国」といわれるが、個々の病院における医師・看護師等の人員面の困難さが指摘されており、病院等の医療機関の間の役割分担、連携等についての合理的な態勢作り、システム化が以前から課題とされきた[[6]](#endnote-6)。

今回のコロナ禍において、これらの問題が先送りされてきたことの付けが回ってきたとも言えよう。

## **2　国民生活安定緊急措置法**

## **（1）マスクの転売規制**

政府は2020年3月、新型コロナウイルス感染拡大で品薄となったマスク及び消毒等用アルコール（以下、「マスク等」と略記）の転売を禁止するため、国民生活安定緊急措置法26条に基づき，同法施行令を改正し、同月15日から施行した。マスク、消毒等用アルコール等を「生活関連物資等」として指定し、これらの商品を購入をした者は、当該購入をしたマスク等の譲渡（不特定又は多数の者に対し、マスク等の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであつて、当該マスク等の購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないとされた[[7]](#endnote-7)。

同年5月22日、ネットショッピングで購入した衛生マスクを購入価格を超える高値で転売したとして、三重県警は、津市の衣料品販売会社の男性社長と同社を同法違反の疑いで書類送検した。

同年8月25日、マスク等は国内生産増や輸入拡大により、既に市場で入手できるとして、上記の指定は解除された。

なお、マスクの高額販売は、ネット通販で行われたため、批判されるべきはあくまで「転売ヤー」と呼ばれる買い占め・転売する個人であるが、プラットフォーム事業者には「場」の提供者として取引正常化の責務があるという意見もあった。[[8]](#endnote-8)

## **（2）マスクの売渡しの指示**

2020年3月3日、厚生労働大臣から、北海道向け一般家庭用マスクについて、国民生活安定緊急措置法22条1項の規定に基づいて、売渡しの指示がされた[[9]](#endnote-9)。

上記の国民生活安定緊急措置法による転売規制、売渡しの指示は、経済的規制の性格を有する。しかし、自由競争秩序の下でも、短期的には価格スパイク（急上昇）はやむを得ない、価格変動は市場の機能として認めるべきだという立場には違和感がある。たとえ短期であっても、マスクを購入できないという消費者被害が明白である以上、青天井の価格スパイクを防止するための本件のような諸措置がとられるべきであろう。ただし、情報公開・個人情報保護等を含め適正手続を踏むべきことはいうまでもない。

## **3　風営法等**

　2020年7月、報道によれば、政府は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）など感染症対策と関係ない法令を適用させて、接待を伴う飲食店での新型コロナウイルス感染症対策の強化を打ち出した。

　小池百合子都知事の要請を受け、警視庁は7月24日夜、歌舞伎町（新宿区）と池袋駅周辺（豊島区）にあるホストクラブやキャバクラに立ち入りを行い、同行した都職員が感染予防策の徹底を呼び掛けた。

これに対しては、法律の目的から外れた適用ではないか、一部の地方公共団体はむしろ事業者との協力関係を重視しており、強圧的な手法は逆効果ではないか等の批判がなされた。都知事が主要な感染ルートが「夜の街」であるかのような発言を繰り返したことについても、正確な事実とそれについての専門的検討・評価に基づくものであったかなど疑問が残る。

# **Ⅱ 給付行政・調達行政**

## **1　マスクの配布等**

**（1）通称「アベノマスク」**

2020年4月1日、安倍晋三首相は、全国の医療機関に対しては、先週までに1500万枚のサージカルマスクを配布し、翌週にはさらに追加で1500万枚を配布する予定であること、高齢者施設、障害者施設、全国の小学校・中学校向けには布マスクを確保し、順次必要な枚数を配布予定であること、全国で5000万余りの世帯全てを対象に、日本郵政の全住所配布のシステムを活用して一住所あたり2枚ずつ配布予定であることを発表した。

政府は、既に3月に随意契約で数社との間でマスクを調達を決めていた。

　2020年8月29日、全国の世帯に配った通称「アベノマスク」について、業者への発注枚数と単価を開示しなかったのは違法だとして、上脇博之教授（神戸学院大）が、国に開示などを求める訴えを大阪地裁に起こした。訴状によると、同氏は、4月以降、厚生労働省と文部科学省に対し、マスクの製造業者との契約文書を情報公開請求したが、単価や枚数は黒塗りにされた。ただ、一部文書に単価が143円（税込み）との記述があったという。

「菅義偉官房長官は2日の記者会見で、予算額は一枚当たり200円程度と明らかにした。送料などを合わせれば経費はマスク代の計200億円を上回る計算だ」（東京新聞2020年4月3日付け朝刊）。

実際に不良品がかなりあったし、品質も従来の布マスクに比べても劣るという指摘もあった。専門家からは、機能の点で布マスクは医療用マスク（サージカルマスク）はもちろん、家庭用の不織布マスクに比べても明らかに劣るという指摘がなされている。

その後、2021年11月5日に公表された会計検査院の2020年度の決算検査報告によれば、大量の在庫が残る「アベノマスク」などの布マスクの保管に6億円以上の高額の費用がかかった、政府が調達した計2億9千万枚のうち3割近い約8300万枚（115億1千万円相当）が今年3月末時点で倉庫に保管されている。厚労省によれば、今年度も億単位がかかるであろうとされる。

（2）**マスクの購入斡旋**

　2020年5月22日、葛飾区がマスクの購入あっせんを行うという発表があった[[10]](#endnote-10)。

　それによれば、「新型コロナウイルス感染拡大防止のために、区内全世帯を対象に、葛飾区薬剤師会がマスクをあっせん販売します（1世帯1箱）。希望するすべての世帯が購入できる量を確保しています」。1箱50枚入り、大人用、不織布マスク　1,800円（税込）とあるので、当時の市場価格よりはかなり低い(その後の経緯は不明)。

## **2　持続化給付金**

## **（1）各種の支援策・給付金・助成金**

コロナに関する給付金・助成金には、個人・個人事業主・法人向けなど多様なものがある。例えば、家賃支援給付金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、小規模事業持続化補助金、IT導入補助金などである。

この他、地方公共団体も各種の支援策を出しており、例えば、東京都は営業時間短縮の要請に協力した都内飲食店等に対し、「営業時間短縮に係る感染防止協力金」を支給した。

これらのうち、特に話題になったのは、全住民に対する特別定額給付金（予算額12.73兆円）、持続化給付金（給付総額は約5.3兆円）、および、Go To キャンペーン（予算総額約1兆6,794億円）であろう。特に後2者については、多くの疑問や批判がなされた。

Go To キャンペーンとして、Go Toトラベル、Go To Eat、Go To イベント, Go To 商店街が、2020年4月1日に閣議決定された（予算総額1兆6794億円）。このうち、特に観光支援策「Go Toトラベル」については、その具体的実施の時期等について諸議論がなされたが、その他、委託費が事業費の約2割にあたる3095億円と巨額であることに、野党から批判が相次いだ[[11]](#endnote-11)。運営委託先は、7社・団体（＝日本旅行業協会＝JATA）による「ツーリズム産業共同提案体」であるが、見積の根拠や、委託費の具体的な内訳が分かる資料などは公表されていない等の批判がある。

持続化給付金については、項を変えて次に述べよう。

## **（2）電通持続化給付金取引妨害事件＝公取委注意令和2・12・17**

（ⅰ）持続化給付金は、コロナ禍の下、売上が前年同月比50%以上減少している事業者に対し、中堅・中小企業、小規模事業者に上限200万円、フリーランスを含む個人事業主に上限100万円を支給するものである[[12]](#endnote-12)。

公取委は、電通の社員がライバル会社の博報堂に協力しないよう下請けを”恫喝”するメッセージを送ったと報じられたとする報道に関し、電通に次のような「注意」を行ったと発表した[[13]](#endnote-13)。

電通は，一般社団法人サービスデザイン推進協議会（以下、「サ協」と略記）が中小企業庁から受託した令和2年度の持続化給付金事業の一部の業務を，同協議会から受託している。電通は，この持続化給付金事業の申請サポート会場運営業務の一部を電通の兄弟会社を通じて，複数の事業者に委託し、これらの受託事業者は，受託した業務の一部を更に他の事業者に委託していた（これらを「委託先事業者」と略記）。

　これとは別に、中小企業庁の担当者は、令和2年度家賃支援給付金事務事業につき、入札公告前に同事業に対応することが困難であると回答していた電通に対し，家賃支援給付金事業の参考とするため，持続化給付金事業の実施方法等を問い合わせていた。

電通は，この問い合わせを受け，持続化給付金事業の運営に関する同社のノウハウが持続化給付金事業と関係しない事業者に流出することを危惧するなどした。

　電通は，令和２年５月２３日，前記の委託先事業者のうち、申請サポート会場運営業務の取りまとめを担当する２社に対し、特定の事業者（以下「特定事業者」と略記）が家賃支援給付金事業を受注した場合，委託先事業者が特定事業者から家賃支援給付金事業の申請サポート会場運営業務を受託すれば，「出入禁止」，つまり，今後電通は当該委託先事業者と取引をしない旨を発言するとともに，当該発言の内容を他の委託先事業者に伝達するように指示した（「本件行為」）。

　実際には、家賃支援給付金事業の入札参加事業者と委託先事業者との取引において，結果的に，前記の本件行為によって特段の支障が生じたとは認められなかったが、公取委は、一般指定14項（競争者に対する取引妨害）の規定の違反につながるおそれがあるものとして，電通に対し，注意を行った。

（ⅱ）本件は、法的処分ではなく「注意」であることもあり、詳しい事実関係は不明であり、コメントを加えることは困難であるが、次の点だけ指摘しておく。

本件で、「家賃支援給付金」事業の入札をめぐり、入札に参加する「特定事業者」とは博報堂であり、電通は経産省・中小企業庁からの業務委託という分野をほぼ独占してきたので、そこにライバルである博報堂が入り込むことを警戒していたと推測される。

電通社員の「出入禁止」発言について、ノウハウ漏洩を危惧したということの真偽も不明であり、また、「本件行為によって特段の支障が生じたとは認められなかった」という公取委の認定であるとすれば、何のために脅しをかけたかなど疑問も生じる。

公取委の注意にある「取引妨害」については、間接の取引拒絶とすべきではないか等々の議論があり得るであろう。公正競争阻害性については、本件事案では競争減殺は判断し難く、競争手段の不公正さまたは競争基盤の侵害が問題にされるのであろう。

取引妨害の類型として、古くから実例のある物理的妨害のほか、自由競争減殺型が増加しつつあるが、これらとは別に、威圧・脅迫、誹謗中傷、偽計を用いるという類型がある[[14]](#endnote-14)。第一興商事件＝審判審決平成21・2・16（審決集55巻500頁）は、業界1位の企業が取引相手方に対し、ライバルである第2の企業（博報堂系の会社）に関する誹謗中傷に近い言動が行った点で、本件に近い事例である。ただし、本件は、誹謗中傷というより脅迫・威圧に近い言動がなされており、より悪質である。もっとも、誹謗中傷・脅迫・威圧のどちらであっても、「競争手段の不公正さ」という点で公正競争阻害性があるとされる。

なお、報道によれば、公取委は、行政機関などが業者から調達する情報システムの契約状況について、特定のIT（情報技術）企業が有利になるように囲い込み、他業者の参入を難しくさせることが独占禁止法上の問題につながらないかなどを調べるため、実態調査を始めた[[15]](#endnote-15)。また、公取委は、「情報システム調達に関する意見交換会」を開催すると公表した（令和3年9月1日）。国の機関及び地方公共団体における情報システム調達に関する競争政策上・独占禁止法上の論点及び考え方について調査・検討を行うため，有識者等の意見を聴取するという。

そこでの配付資料によれば、「情報システムの調達，運用等において，発注者が特定のシステムベンダー（以下「ベンダー」という。）を利用し続けなくてはならない状態（ベンダーロックイン）が発生しているのではないかとの問題意識から」調査を行うことのようであり、議論の進展が期待される。

## **(3) 持続化給付金に関する民間委託の実態**

上記の公取委注意については、報道記事等による情報を参考にしつつ[[16]](#endnote-16)、以下の諸点を指摘しておく。

## （ⅰ）再委託・多重委託

中小企業などに支給する持続化給付金に関し、経済産業省は2020年度１次補正予算分の事務をサービスデザイン推進協議会（サ協）に769億円で委託した。サ協は749億円で、サ協設立に関与した電通にほぼ丸ごと業務を再委託した。さらに、電通は給付実務の全てをその子会社5社に645億円で外注し、そのうち4社は、さらにパソナ、トランスコスモス、大日本印刷、テー・オー・ダブリューの4社に外注（合計417億円）、そこからの外注などで多数の企業がかかわっていた（数字は報道記事により若干の差異がある）。

中小企業庁 → サ協 → 電通 → 子会社5社 → パソナなど、少なくとも63社

このように何層にも重ねられた外注について、予算の無駄遣いとの批判が上がった。

サ協や電通は４次下請け以降の詳細を明らかにしていなかったが、野党議員の再三の求めを受け、経済産業省は6月、少なくとも63社が関わっていると国会で説明した。

この持続化給付金をめぐっては、申請から１カ月たっても支給されない事例が相次いだ。また、中小企業庁から受託したサ協は、一度も決算公告をしていないなど経営実態が不透明で、「トンネル法人」との批判も上がる。

これらの批判をうけ、梶山弘志経産相は、2020年6月8日、お金の使い方が適切かどうか、外部の専門家を入れて月内にも検査を始めると発表した。検査結果は、10月12日に開かれた経産省の「調達等の在り方に関する検討会」でも報告され、検討会の梶川融委員長は「一定の経済的合理性のある範囲内での支出だと受け止めた」と述べた。

同年12月25日、持続化給付金事業への批判を受け、上記の「調達等の在り方に関する検討会」は報告書をまとめた。事業者への事前接触につき、事業者によって提供する情報に差が出ないようにする、費用の事後確認などチェック体制を厳しくするが、問題視されてきた再委託の比率については、「再委託費率が50％を超える場合には、その理由を明らかにし、受託者の事業実施に関するガバナンスを確認する」と述べるにとどまり、上限の設定を見送った[[17]](#endnote-17)。

## （ⅱ）入札の実態

中小企業庁は本件事案について一般競争入札を実施したが、公示(4月8日)からわずか5日後の13日に入札は締め切られ、実際に応募(応札)したのは2社のみで、翌14日にはサ協の落札が決まったなどの流れから、「出来レース」だったのではないかとの批判がなされた。落札率は99%であり、価格だけでなく提案内容も審査される総合評価方式だった。

応札した2社は、ともに200頁近い提案書を経産省に提出していた。4日間では、2社以外の者がそれと同様の提案書を作成できるか、また、「わずか１日で提案内容の評価を決めるのは難しい」と指摘されている。入札が「出来レース」だった疑いもあるとする報道がなされた。

## （ⅲ）一般社団法人を介した再委託

上の持続化給付金と類似する構図は、平成31年度「キャッシュレス・消費者還元事業」（ポイント還元事業）でもみられる。経産省は、一般社団法人キャッシュレス推進協議会に業務を委託し、同協議会は、契約金額の98%にあたる186億円で業務の大半を電通など3社に再委託していた。

また、経済産業省が2015年度以降、電通が設立した一般社団法人「環境共創イニシアチブ」に委託した事業（事業費総額、計4013億円）のうち、9割に当たる54件で委託先を決める公募に他の事業者が参加せず（「1者応募」）、無競争で決まっていた。事業は全て電通に再委託されていた。

前記のように、全体として行政上の各個別事務の民間委託が進むなか、政策実行の手足となる出先機関の乏しい経産省では、同省管轄の業務が急増する中、その多くが特定の一般社団法人を介して、電通に再委託されていたわけである。「経産省と電通の蜜月ぶり」と呼ぶ報道もある。

## **(4) 行政サービスの民間委託**

## （ⅰ）民間委託についての手続

国・地方公共団体は、特定の行政事務ないし公共サービスを自らが行うことができない、または不適当な場合は、民間企業に業務を委託することができるとされている。なお、ここでは「民間委託」を、広く行政主体が私企業に契約によって業務を委託すること指しており、「外部委託」などとも呼ばれる。

民間委託の際の事業者選定の手法は、競争入札と随意契約に分けられている。すなわち、会計法29条の3によれば、国が私人と契約する際には、原則として一般競争入札に付さなければならない。契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合等においては、指名競争入札に付すことができる。また、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等においては随意契約によることができる（地方自治法234条2項、地方自治法施行令167条もほぼ同じ）。

前記のように、持続化給付金等の業務についても、ほとんどが一般競争入札によって行われている。問題はその実質であり、個々の入札において競争が公正かつ自由に行われるか否かである。

## （ⅱ）民間委託に関する諸手法の多様化

1980年代半ば以降、行政改革の一環として国や地方公共団体が自ら実施する公共サービスを民間の実施にゆだねる動きが顕著になった。特に、2006 年に成立した、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律47号、「行政改革推進法」）では、必要性の減少した事務・事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること、公務員総数の純減及び給与. 制度の見直しを行うこと等が政府の基本方針として規定されている。

バブル崩壊後、「官から民へ」の旗印の下、行政改革が進み、国家公務員数はこの20年で6割減の30万人になり、独立行政法人による受注も削られ、これに代わって、民間委託が進んだ。

　委託手法も、PFI（1999年）[[18]](#endnote-18)、指定管理者（2003年。地方自治法平成15年改正）、公設民営化、市場化テスト(2006年)[[19]](#endnote-19)などが次々と提案され、実施されてきている[[20]](#endnote-20)。

## （ⅲ）「公共調達の適正化について」

他方で、平成16年のIT関連事業の多重委託問題や、分割少額随意契約問題をうけて、財務省から、「公共調達の適正化について」と題する、各省各庁の長宛の通知（財計第2017号。平成18・8・25）が発出された[[21]](#endnote-21)。

そこでは、入札及び契約の適正化を図るための措置、再委託の適正化を図るための措置、契約に係る情報の公表、公共調達に関する問合せの総合窓口の設置、内部監査の実施等について要請が行われている。再委託については、一括再委託の禁止、再委託の承認、履行体制の把握等が指摘されている。

しかし、それ以外には、民間委託には、統一ルールがなく運用は省庁ごとに任されている。例えば、農水省では、再委託は、事実上の丸投げを防ぐため、原則として受託額の50%以内に抑えるとしている。経産省には、その種のルールはなく、一括再委託に近い事案が多く見られるようである。経産省は外注費の高騰を防ぐため、発注先に相見積もりを取るなどのルールを定めているとされるが、再委託ないし丸投げに関する制約がなく、経産省側に大きな裁量があったことなど、経産省のルールが他省庁に比べて企業・団体側に有利になっているともいわれる[[22]](#endnote-22)。

## （ⅳ）公私協働・裁判統制

行政法学においては、行政事務のうち、どこまでを民間委託することができるか、行政処分ないし公的判断を伴う事務、あるいは裁量が認められる事務はどうか等々の議論がなされてきたが、持続化給付金事業等については、ほぼ単純作業のようであり、その種の問題はないと考えられる。

　近年、「公私協働」について、諸外国の比較研究も含め研究が行われている[[23]](#endnote-23)。そこには、「私人による行政」という側面とともに、公共調達や行政の事務事業の委託も含まれている。比較研究においては、契約手続における透明性や公平性、競争性の確保、事業が確実に遂行されるべく民間主体を監督・統制する保証責任、締結後には裁判審査という事後的統制を通じて契約内容の適正さを確保する仕組み等々の取組みが紹介されている。諸外国でも、日本と同様の問題が意識されているようであるが、最後に挙げた裁判による事後統制という点は、日本では民間委託についてはほとんどないことが目立つ。

## （ⅴ）競争法との関連

競争法との関連では、従来、委託先事業者の選定における競争原理の確保、特に競争入札の実効性確保のあり方が議論されてきた。

コロナ関連で事業者に対し給付される各種の補助金、例えば上記の持続化給付金や、営業時間短縮に係る感染防止協力金などについては、一律支給であることが多く、不公平ではないかとの不満もあるが、同時に、競争秩序からも注視すべき事柄であろう。また、Go Toトラベルなどは、直接は利用者（個人）向けの補助であるが、利用する宿泊施設は高級旅館等が選ばれるので不公平だという声もあがり、これも競争秩序に影響を与えている。

国や地方自治体から支給される補助金またはより広く公的支援が、公正な競争秩序を歪めるという問題は、古くから指摘されており、EU国家援助規制がしばしば参照され、特に、日本航空の再生に対する公的支援に関し、国交省「公的支援に関する競争政策検討小委員会」報告書（2013年）、2016年には、公取委「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」（平成28年）が公表されている。

コロナ関連の各種給付金は、極めて短期の特殊な状況の下でのものであろうが、今後、それらが長期化することもあり得る。東日本大震災の後の各種工事等において、入札談合等の独禁法違反行為が行われたことも忘れてはならない[[24]](#endnote-24)。

# **Ⅲ　競争法に関連する諸問題**

## **１　マスクの抱き合わせ販売**

　2020年2月、マスクが品不足となり、マスクをインターネット上で高値販売される例も目立ち、供給不足を解消しようと国内の主要メーカーが24時間体制で増産しているとの報道もあったが、マスクが品不足はしばらく続き、国民は感染のおそれの下でマスクの購買に苦労するという状況が続いた。

例えば、報道によれば、ドラッグストア「コクミンドラッグ」の一部店舗でマスクと栄養ドリンク、化粧品などをセットで販売した。運営会社の「コクミン」（大阪市）は「誤解を招く恐れのある販売方法だった」として抱き合わせ販売を中止し、社内調査で経緯を調べている、と伝えられた。

　このような状況の下、公取委は、2020年2月27日、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の抱き合わせ販売に係る要請について」と題する文書を公表した。

「今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の衛生用品の供給不足を背景に，マスク等の衛生用品の販売を行う一部の販売事業者がマスクに他の商品を抱き合わせて販売していたとの報道がありました。 公正取引委員会は，当該事業者が所属する関係業界団体に対して，商品の供給が不足しており，当該商品に代わる商品が存在しない状況の下で行われる抱き合わせ販売は，独占禁止法が禁止する不公正な取引方法（抱き合わせ販売等）につながるおそれがあることから，今後，同様の行為を行わないよう会員企業へ周知することを要請しました」。

このような抱き合わせ販売は、藤田屋事件＝審判審決平成 4・2・28 （審決集 38 巻 41 頁）が明示するように、搾取濫用型（＝顧客の商品選択の自由侵害）であり，競争手段の不公正さ（能率競争阻害）にも当たると考えられる。

## **2　マスクの最高価格に係る再販売価格維持行為**

新型コロナの感染拡大に伴って、マスクや除菌剤などの衛生用品はインターネット通販を中心に価格が高騰し、通常価格の10倍以上で出品される例もあった。

公取委は、2020年4月23日（翌日一部修正）、「新型コロナウイルス感染症への対応のための取組に係る独占禁止法に関するQ&A」と題する文書を公表した。

「1　メーカー等が小売業者の販売価格を拘束する行為は，正当な理由がない場合には，独占禁止法上問題となります(再販売価格の拘束)。

2　しかしながら，新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中でマスクのような商品について，小売業者が不当な高価格を設定しないよう期間を限定して，メーカー等が小売業者に対して一定の価格以下で販売するよう指示する行為は，通常，当該商品の購入に関して消費者の利益となり，正当な理由があると認められるので，独占禁止法上問題とはなりません。

3　なお，一定の価格以下で販売するよう指示することにより，かえって商品の小売価格の上昇を招くような場合には，正当な理由があるとは認められません。」

一部報道によれば、欧米では販売価格が法外につり上げられないように、メーカーが上限価格を指定する行為が比較的容認されている。欧州委員会などは3月、改めて考え方を示したほか、イタリアでは衛生用品の高騰に関する消費者からの苦情を受けて、当局がネット通販事業者に対して調査に入っている。これまで公取委の見解は曖昧だったため、専門家からは日本でも明確に上限価格の設定を認めるべきだとの声が上がっていた。

公取委の前記文書は、最高価格についての再販売価格維持行為について、感染拡大が進む中でという限定、期間の限定という条件化で認めるものである。しかし、既に多くの議論があるように、最高価格の再販売価格維持行為を公正競争阻害性または競争の実質的制限がないとすることは、原則を破るものであるだけに、どのような条件、市場環境下で認めるかなど、さらに議論が必要であろう[[25]](#endnote-25)。

マスク価格高騰の中で、メーカーがマスクを供給する卸・小売事業者に対し、特定の上限価格以下で販売することを条件とする行為は、必ずしも競争減殺をもたらすものではなく、また、その意図・目的は高価格との批判を受けて、自己の商品の評判を落とすことを懸念するということであれば、公正競争阻害性はないと判断することもできると考えられる。

## **3　不当な取引制限**

　公取委は、2020年4月28日、「新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応について」と題する文書を公表し、次のように述べる[[26]](#endnote-26)。

「新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴って原材料の調達や商品の生産に影響が出ており，供給量が不足している物資の円滑・公正な流通を確保するためには，同業者で協力し合って対応に当たることが必要となる場面も想定される。
　公正取引委員会としては，今回のような事態下において，このような物資の不足を回避するために行われる必要かつ一時的な行為は独占禁止法上問題となるものではないと考えている」。

さらに、平成24年3月に公正取引委員会が公表した｢震災等緊急時における取組に係る想定事例集｣が参考になると考える、とする。

そこに掲載されている想定事例の多くは、事業者間または事業者団体による情報交換・交流、製造委託等の協力等である。

## **4 企業結合規制**

2020年11月、韓国のアナシア航空を大韓航空が買収する計画を決定した。今後は各国の独占禁止法審査が焦点となる。ほかの国でも､同様に1国1キャリアになる動きもあり、企業結合審査において、この種の事案への対応が問題になろう（企業結合ガイドラインガイドライン第4の2　(8)イ①「業績不振等」参照）[[27]](#endnote-27)。

## **5　下請法**

 公取委は、2020年5月13日、公正取引委員会及び中小企業庁が連名で、下請法の考え方を示した｢新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q&A」を公表した。

また、2020年11月18日、「令和2年度上半期における下請法の運用状況，企業間取引の公正化への取組」を公表した。その中で、下請法違反実例等の「ａ 新型コロナウイルス感染症に関連するもの」として、以下の記述がある。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い，事業活動に様々な影響が生じているところ，親事業者による受領拒否などの下請法違反となる行為が起こり得ることが懸念されている。 公正取引委員会は，令和２年４月 28 日以降，下請法違反行為について改善指導を行った親事業者 5,084 名に対し，当該指導に加えて，新型コロナウイルス感染症による取引への影響について，下請事業者に対して適切な配慮をするとともに，適正な費用負担なしに一方的に契約を変更・解除するなどの下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行ったほか，同年６月，親事業者 60,000 名に対し，定期調査を行う際に，同様の注意喚起を行った。 公正取引委員会は，新型コロナウイルス感染症に関連する下請法違反行為について厳正に対処することとしているところ，新型コロナウイルス感染症に関連する下請法違反実例は別紙３の１のとおりである」。

この別紙３の１に挙げられているのは、次の事例1件である。

「企業等から受託した職員研修の講師業務を下請事業者に再委託している社員教育受託会社Ａ社（本社東京都）は，新型コロナウイルス感染防止を理由に取引先から講師派遣をキャンセルされたことを理由として，下請事業者に生じた費用を負担することなく，下請事業者への発注を取り消していた。このような行為は，下請法が禁止する不当な給付内容の変更及び不当なやり直しに該当するおそれがある」。

## **５　景表法**

消費者庁は、2021年2月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に乗じて、インターネット広告上で同ウイルスへの予防効果を標ぼうしている健康食品や除菌スプレーなどの商品に対する緊急監視を実施し、45事業者による42商品・役務について、景品表示法及び健康増進法の観点から表示の適正化について改善要請を行うとともに、ツイッター等のＳＮＳを通じて一般消費者への注意喚起を行った[[28]](#endnote-28)。

その他、景品表示基準の弾力的運用、携帯型の空間除菌用品の販売事業者5社に対する行政指導、株式会社メイフラワーの手指洗浄用クリーム「ハンドクリーンジェル」に対する景品表示法に基づく措置命令（令和2・5・19）を行った。

## 6　その他

## （1）　オンライン診療サービス

　コロナ感染拡大に伴って、生活・経済・行政のデジタル化、オンライン化が顕著である。その多様な展開のなかで、ここではオンライン診療サービスについて簡単に触れておく[[29]](#endnote-29)。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い，厚労省は時限的な措置として，オンライン診療（＝遠隔医療）の範囲を段階的に拡大し，これまで原則として認められていなかった初診からオンライン診療を可能とする時限的措置がとられている[[30]](#endnote-30)。現在、厚生労働省において、ICTを活用した効率的で質の高い医療提供体制の構築を目指して、データヘルス集中改革プランが進められている[[31]](#endnote-31)。

診療用のツールとしては、各種の専用オンライン診療システムだけでなく，Zoom, Skype等の汎用ウェブ会議システムから音声通話（電話等）のみまでさまざまである。オンライン診療システムとしては、LINEヘルスケア株式会社がクリニックの検索・予約や、診察・決済を全てLINE 上で可能にする「LINEドクター」の提供を発表し、KDDIや日医工もオンライン診療アプリの提供を発表している。

従来，医師による診療サービスについては，「対面原則」論が根強く，診療行為は五感で情報を得ることが望ましいと考えられてきたが，ポスト・コロナ時代において，初診を含めたオンライン診療が制度として恒久化すると同時に，医師・患者間の取引慣行としても定着していくであろう。

主要各社が提供するオンライン診療システムには，狭義のオンライン診療関連サービス（予約，問診，処方，決済）だけでなく，利用者に対する様々なサポート機能が実装されている場合が多い。これらは、患者と医師・医療機関をつなぐデジタル・プラットフォーム（以下，「DPF」という）としての性格を有する。

他方で、競争政策・競争法の観点からは、今後，従来の地域医師会による反競争的行動のみならず， DPFによる市場支配力行使や，DPFが提供する情報交換の「場」を利用したDPF・医師間，医師相互間の市場操作やカルテル等が全国レベルで展開される可能性などが懸念される[[32]](#endnote-32)。

## (2) コロナ治療薬・ワクチン

コロナ治療薬やワクチンについては、製薬会社間の競争（世界のワクチン製薬会社と各国政府の間の取引、コロナ検査・治療薬の開発・取引）が注目されている。

これらのうち、ワクチンについては、ワクチン生産国間の供給をめぐる諸問題ばかりが話題となっており、製薬会社間の競争の実態に関しては、ワクチンの価格、取引条件を含め、断片的な情報しか公にされていない。おそらく厳格な秘密保持契約（NDA）が、ワクチン製造会社側から要求されているのであろう。

ワクチン接種は、すべての国民に無料で提供され、接種が推奨されるということから、いわば市場経済の枠から外して実施される。しかし、ワクチンは私企業によって開発され、契約によって各国に販売されるのであるから、国際的な市場経済の枠内で行われている。現在は、おそらくワクチン製薬会社の秘密保持契約によって、価格や取引条件などは公開されていない。しかし、ワクチンは今後も接種を繰り返す必要があるので、国の財政にとって重い負担になり続けるであろう。これらを競争秩序の中にどう位置づけるかという課題がいずれ表れるであろう。

1. 他の法分野でも、コロナ関連の研究が既に行われている。例えば、論究ジュリスト2020年秋号（35号）「特集：パンデミックと公法の課題」、短期集中連載「パンデミックと法実務」ジュリスト1547号以降等。 [↑](#endnote-ref-1)
2. これら3タイプについては、舟田「経済法序説(1)」立教法学90号1頁以下(2014)第1章第1節五2.(4)、舟田『独占禁止法研究』(勁草書房,2021)）第1章1.7を参照。 [↑](#endnote-ref-2)
3. 新型インフルエンザ等対策研究会（編）『逐条解説　新型インフルエンザ等対策特別措置法』（中央法規、2013年）。川本哲郎氏は、同法について、処分に対する不服申し立ての手続がない、手続の透明性、公正性を担保できない等と批判する（2020年3月13日TBSニュース番組）。川本哲郎「新型インフルエンザ特措法と自治体」月刊自治研72巻9号51頁以下（2020）、同「特措法に罰則　どうして必要なのか国民に説明が必要」毎日新聞2121年1月23日付朝刊、同「特措法改正　強制力行使には慎重な姿勢を」毎日新聞2121年3月10日付朝刊

参照。 [↑](#endnote-ref-3)
4. その背景の1つには、前年の熊本地裁令和元年6月28日判決において、国が続けたハンセン病患者の隔離政策によって家族も、就学・就労の拒否、結婚差別などの被害が生じたなどと判断し、また、遅くとも1960年には隔離政策を廃止する義務があったのに怠ったとして国の立法不作為も認定し、計約3億7千万円の賠償を命じ、7月9日、当時の安倍晋三首相は、国の責任を認め、同判決を受け入れ、控訴しないと表明し、同事件は一審で確定したということもあると説く者もあった。その当否はともかく、政府(特に厚労省)には、感染症に関し強力な行政措置をとることに消極的な姿勢がみられる。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年７月６日公布）。本法に基づき、時間外労働の上限規制が大企業は2019年４月から、中小企業は2020年４月から導入されている。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 地域医療法人の連携促進等については、佐藤吾郎「地域医療法人の連携促進に伴う競争政策上の課題に関する一考察」金井貴嗣＝土田和博＝東條吉純(編)『経済法の現代的課題 舟田古稀』（有斐閣、2017）669 頁以下、同「医療分野における競争法と消費者」日本経済法学会年報40号77頁以下（2019）参照。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 同法は、26条で、（割当て又は配給等）として以下を定めている。

「物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、別に法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。
２　前項の政令で定める事項は、同項に規定する事態を克服するため必要な限度を超えるものであつてはならない」。

参照、厚生労働省ほか「国民生活安定緊急措置法による転売規制についてのQ&A」(令和2年3月11日。最終更新：令和 2 年 5 月 25 日）

https://www.pref.gunma.jp/contents/100155494.pdf [↑](#endnote-ref-7)
8. 「品不足に付け込んで、衛生上必需品であるマスクを高額で転売することは批判されるべきものと考える。そのため、出品者に対して、規約違反で出品取消、アカウント停止等の処分をすることは、プラットフォーム事業者自身の信用確保のために行うべきことは当然である」松澤昇「マスク高額転売をどう考えるか－法的な規制は可能なのか」（ニッセイ基礎研究所）　[https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=63836?site=nli](https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id%3D63836?site=nli) [↑](#endnote-ref-8)
9. https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_09935.html [↑](#endnote-ref-9)
10. <http://www.city.katsushika.lg.jp/information/kouho/1005542/1023478.html>（現在は閲覧できない。しかし下のサイトは閲覧可能）

https://www.city.katsushika.lg.jp/\_res/projects/default\_project/\_page\_/001/023/486/0525go4.txt [↑](#endnote-ref-10)
11. 「Go To キャンペーンやり直しへ　委託費に批判」朝日新聞2002年6月5日付け朝刊。 [↑](#endnote-ref-11)
12. https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html [↑](#endnote-ref-12)
13. <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/dec/201217.html>

川木秀昭＝村松聡「株式会社電通に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」公正取引845号57頁以下（2021）参照。 [↑](#endnote-ref-13)
14. 金井貴嗣＝川濵昇＝泉水文雄（編）『独占禁止法』（弘文堂、第6版、2018）382頁以下参照。 [↑](#endnote-ref-14)
15. #  「政府の情報システム『囲い込み』実態　公取委が調査へ」日本経済新聞2021年6月5日付朝刊、その他各紙参照。

 [↑](#endnote-ref-15)
16. 国会でもたびたび議論の根拠にされている週刊文春の記事については、

<https://bunshun.jp/articles/-/38584>

https://bunshun.jp/articles/-/38064?page=2#photo\_3

朝日新聞2020年6月27日付け（社説）「民間への委託　統一ルールが必要だ」も、末尾で独禁法違反がなかったか調べるべきだと指摘されている。

<https://www.asahi.com/articles/DA3S14527841.html?iref=pc_ss_date>

東京新聞2020年6月26日付け朝刊

<https://www.tokyo-np.co.jp/article/37899> [↑](#endnote-ref-16)
17. 経産省「調達等の在り方に関する検討会」報告書（2021年1月）

<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_kentoukai.html> [↑](#endnote-ref-17)
18. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号。「PFI法」）。 [↑](#endnote-ref-18)
19. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律51号。公共サービス改革法または市場化テスト法）。 [↑](#endnote-ref-19)
20. 紙野健二「総論NPMと行政法学の課題」法律時報78 巻9 号27 頁以下（2006）、紙野健二「協働の観念と定義の公法学的検討 」名古屋大学法政論集 225号1頁以下（2008）、

菊地端夫「市場化,効率化と自治体行政の『民間化』--『市場化テスト』事例を手掛かりに」政経論叢 79巻3・4号591頁以下（2011）、大橋豊彦「公共サービスの民間委託等の推進--公民役割分担の再定義による新しい公共空間の形」尚美学園大学総合政策研究紀要 18号3頁以下（2009）等を参照。 [↑](#endnote-ref-20)
21. https://www.mof.go.jp/budget/topics/public\_purchase/koukyou/index.htm (2021年11月28日閲覧) [↑](#endnote-ref-21)
22. その後の注目すべき記事として、「国委託事業　やまぬ人件費不正　企業、限度額に合わせ水増し請求」朝日新聞2021年8月17日付け朝刊は、国から仕事を請け負った企業が、人件費を水増し請求する例が後を絶たない、と指摘する。

「報告書『国民の疑念招く』五輪アプリ『不適切』」朝日新聞2021年8月21日付け朝刊は、前日に公表された[東京五輪](http://www.asahi.com/olympics/2020/)・[パラリンピック](https://www.asahi.com/paralympics/)向けアプリ（通称オリパラアプリ）の発注プロセスを検証した報告書において、内閣官房ＩＴ総合戦略室幹部らが、公正な入札を装うような対応をしていたとする。アプリには、発注を担ったＩＴ室幹部が関わったシステムも一部採用されており、民間出身のこの幹部は、国の発注事業で自ら利益を得られる予定だったという。なお、同報告書では[平井卓也](https://www.asahi.com/topics/word/%E5%B9%B3%E4%BA%95%E5%8D%93%E4%B9%9F.html)[デジタル改革相](https://www.asahi.com/topics/word/%E3%83%87%E3%82%B8%E3%82%BF%E3%83%AB%E5%BA%81.html)の不適切な発言にはふれていない。同年8月27日、内閣官房IT総合戦略室は同室幹部らの6人に対する訓告などの処分をした。 [↑](#endnote-ref-22)
23. 人見剛＝辻山幸宣（編著）『協働型の制度づくりと政策形成』（ぎょうせい、2000年）、[岡村周一](https://www.kinokuniya.co.jp/disp/CSfDispListPage_001.jsp?qsd=true&ptk=01&author=%E5%B2%A1%E6%9D%91+%E5%91%A8%E4%B8%80)＝[人見剛（編著）](https://www.kinokuniya.co.jp/disp/CSfDispListPage_001.jsp?qsd=true&ptk=01&author=%E4%BA%BA%E8%A6%8B+%E5%89%9B)『世界の公私協働―制度と理論』（日本評論社、2012）、「連載 公私協働の最前線」法律時報81巻6号（2008年6月号）から82巻2号まで連載。 [↑](#endnote-ref-23)
24. フジタ取引妨害事件＝排除措置命令平成30・6・14審決集65巻第2分冊1頁。そこでは、東北農政局の職員が，建設業者に在籍する農林水産省の元職員に対して、入札に関連する各種情報の提供を行っていた、また、建設業者１０社に在籍する東北農政局の元職員が，入札前に，相互に入札参加の意向を確認し合っていた行為が認められたとされている。

震災復旧工事談合刑事事件＝東京地判平成28・9・5審決集63巻433頁（NIPPOほか1名事件）等、10事件で有罪判決が出ている。

このほか、独禁法違反事件ではないが、「復興事業　鹿島元部長を告発　下請から謝礼」朝日新聞令和3年6月29日付朝刊、「鹿島元部長を脱税の罪で起訴」、「歪んだ復興マネー　準大手も接待」朝日新聞令和3年6月30日付朝刊.などがある。 [↑](#endnote-ref-24)
25. 差し当たり、前注14金井ほか『独占禁止法』74頁以下参照。 [↑](#endnote-ref-25)
26. 長谷川好平＝名執祐矢「新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応について」公正取引836号32頁以下（2020）参照。 [↑](#endnote-ref-26)
27. 例えば、「JALと豪航空会社、共同事業認められず　当局、路線寡占化を懸念」朝日新聞2021年9月14日付朝刊参照。豪州の独禁当局にあたる豪競争・消費者委員会（ACCC）は１３日、日本航空（JAL）と豪カンタス航空が申請していた共同事業を認可しない決定を出した. コロナ禍での業界の厳しい状況に理解も示した一方で「競争が減り、乗客に損害がでるかもしれない」、と不認可の理由を説明したとする。 [↑](#endnote-ref-27)
28. 西川康一「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた景品表示法の対応等について」公正取引836号36頁以下（2020）参照。 [↑](#endnote-ref-28)
29. 東條吉純「オンライン診療サービスと競争」日本エネルギー法研究所研究会報告（2020年7月13日。後に報告書に所収予定）、木下翔太郎「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う遠隔医療の規制動向と展望―ICTに関する話題を中心にー」Nextcom45号31頁以下（2021）参照。 [↑](#endnote-ref-29)
30. 厚労省時限的・特例的取扱事務連絡（令和2・4・10、令和2・8・26）、厚労省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月、令和元年７月改訂、その後も見直しの議論がなされている）。 [↑](#endnote-ref-30)
31. 厚生労働省「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プランについて」（2020年7月30日）

https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000653403.pdf (2020年9月10日閲覧) [↑](#endnote-ref-31)
32. 最近の事例として、医薬品情報提供プラットフォーム、医療情報データベース提供事業に関する企業結合事例である、エムスリーによるアルトマークの株式取得事件＝公取委発表令和元・10・24が想起される。 [↑](#endnote-ref-32)